

WIPO（世界知的所有権機関）における最近の動向について

平成 29 年 10 月 19 日
文化庁 国際課

ア) 第 34 回著作権等常設委員会（SCCR）結果概要1. 日程

平成 29 年 5 月 1 日（月）～5 月 5 日（金）

2. 概要

今次会合では、これまでと同様に、放送条約、及び権利の制限と例外の議論が行われた。

3. 各論(1) 放送条約(ア) 経緯等

1998 年、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利保護に関する新たなルール（条約）の策定を目指して議題化され、2007 年以降は、一般総会のマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護を定めること（但し、コンテンツ自体は保護の適用対象外））にしたがって議論が行われている。今次会合に際し、①定義(definition)、②保護の対象(object of protection)、及び③与えられる権利(rights to be granted/protection)に関する統合テキスト案が議長から提示された。

(イ) 議論の概要

各国のオープニングステートメントが行われた後、逐条での詳細な議論は、インフォーマル形式（各地域グループにつき 6 か国が参加。）にて行われ、各国からの修正提案が反映された修正テキスト案（SCCR/34/4: 資料 3-2 参照）が議長によって取りまとめられた。

テキストに関する主な議論内容は以下のとおり。

<放送の定義について>

会合前のテキスト案では、放送と有線放送とを個別に規定する案（A 案）と、放送の定義の中に有線放送を含める案（B 案）とが提示されていた。また、いずれの案においても、インターネット上の送信は放送の定義から除外することとされていた。今次会合では、有線放送を明示的には定義せず、有線放送の保護については各国の任意とする案（新提案 A）、及び、放送と有線放送のみならず、伝統的放送機関が行うインターネット上の送信についても、「放送」の定義に含める案（新提案 B）が提案された。

<インターネット上の送信¹の保護について>

¹ 現在の議論では、インターネット上の送信を、(i) サイマルキャスト（放送番組の同時・ほぼ同時ウェブキャスト）、(ii) 放送番組の異時のウェブキャスト、(iii) 放送番組のオンデマンド送信、(iv) インターネットオリジナル番組

サイマルキャストを義務的保護の対象とする点については、特段修正提案は出されなかった。放送番組のオンデマンド送信については、これを義務的保護とする案、任意的保護とする案、保護対象から除外する案とが併記され、引き続き議論が継続されることとなった。インターネットオリジナル番組の送信については、会合前は保護対象外とすることでほぼコンセンサスが得られていたものの、今次会合にて、放送の定義の中に伝統的放送機関が行うインターネット上の送信を含める提案が出されたことを受け、次回会合にて、これを保護対象とするか否かについて改めて議論されることとなった。

<放送前信号の保護について>

会合前テキストでは、放送前信号の無許可の再送信に対して禁止権 (right to prohibit) を与える案のみが記載されていた。今次会合では、放送前信号に対して適当かつ効果的な保護 (adequate and effective protection) を与える案が改めて提案され、引き続き議論が継続されることとなった。

(2) 権利の制限と例外

(ア) 経緯等

著作権等の権利保護だけでなく、権利の制限と例外の措置についてもデジタル時代に対応した新たな国際的枠組みを構築すべきという途上国からの指摘を受け、2005 年以降、議題化されている。現在、(i) 図書館とアーカイブのための制限例外と、(ii) 教育、研究機関等のための制限例外が議論対象となっている。両議題とも、既存の枠組みを超える新たな国際的枠組み（特に、法的拘束力のあるもの）は不要であり、むしろ各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

(イ) 議論の概要

図書館とアーカイブ及び教育と研究機関等のための権利の制限と例外については、議長から今後の進め方に関するアクションプランが提案されたものの、各加盟国は内容について更なる検討が必要であるとして、次回会合において議論することとなった。また、これまで議論してきた非公式の議長チャートについては、次回会合において委員会の公式文書として扱うか否かにつき議論することとなった。

(3) 追及権について

ブランダイス大学のキャサリン・グレーディ教授により、追及権導入による経済的な影響分析の紹介がなされ、次回 SCCR において、分析結果の報告が行われることが決定された。

今後の議論の進め方については、EU、アフリカ等の多くの国から、追及権に関する議題を SCCR の常設議題にすべきであるとの意見が出された。これに対し、米国及び我が方が常設議題化に懸念を表明したことから、本議題については、引き続きその他の議題において議論を継続されることとなった。

(4) 一般総会への勧告について

今次会合は一般総会前最後の会合であったことから、一般総会への勧告について議論が行われた。

の送信、の4つに分類している。このうち(iv)については、今次会合前においては、条約の適用対象外とすることでほぼ合意に達していた。

具体的な勧告文案が議長から提案され議論がなされたものの、加盟国のコンセンサスを得ることができなかつたため、最終的には、いずれの議題についても、一般総会への勧告はなされないこととなった。

3. 今後の予定

次回 SCCR は、平成 29 年 11 月 13 日～17 日に開催予定である。

イ) 第 57 回 WIPO 加盟国総会結果概要

1. 日程

平成 29 年 10 月 2 日（月）～10 月 11 日（水）

2. 経緯等

WIPO 加盟国総会は、WIPO 全体に関わる事項についての最高意思決定機関である。今次総会では、意匠法条約採択のための外交会議の開催、外部事務所の設置について議論が行われた他、著作権等常設委員会（SCCR）、遺伝資源等政府間委員会（IGC）のマンデート更新や、マラケシュ条約に関する加盟国会合等が行われた。

3. 結果概要（SCCR、IGC、マラケシュ条約関連の議題のみ）

（1）SCCR の活動報告について

SCCR の活動について事務局からの報告があり、その後、各国からステートメントが行われた。

放送機関の保護の議論については、我が国、EU、アフリカグループ、アルゼンチン等より外交会議の早期開催を望む旨が表明された。制限と例外の議論については、アフリカグループ、イラン等が法的拘束力のある国際文書の策定を求めたのに対し、我が国、EU、米国等は各国が柔軟に制限・例外を定めるべきであると主張した。追及権の議論については、EU より追及権の議論を常設議題とすべきとの主張があった。その後具体的な議論には至らず「SCCR にて議論を継続する」旨の決定文が採択された。

（2）IGC の活動報告について

前回のマンデート（2015 年更新）が今年で失効するため、マンデートの更新について協議が行われた。協議では、早期の外交会議開催に向けて委員会日程の拡大を求めるアフリカグループ等とそれに反対する米国、EU 等との間で意見が対立した。累次の非公式協議を含め、最終日深夜まで議論が行われた。最終的には、2018/2019 年予算期間内に 6 回（遺伝子資源（GR）を 2 回、伝統的知識（TK）・伝統的文化表現（TCEs）を 4 回）の委員会（1 回の委員会は 5 日間又は 6 日間）を開催することとなった。

（3）マラケシュ条約加盟国会合について

マラケシュ条約の加盟状況等について事務局から報告があった他、各国からマラケシュ条約の加盟国増加を期待する旨の発言がなされた。